

秋の墨田区交通安全運動

実施要領

運動期間：令和 6 年 9 月 2 1 日（土）～ 9 月 3 0 日（月）

9 月 3 0 日は交通事故死ゼロを目指す日です！



ひと、つながる。

墨田区

記録に残っている昭和 43 年以降、毎日、国内のどこかで交通死亡事故が発生しています。そのため平成 20 年に、新たな国民運動として「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。皆さん一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しくマナーを実践することで、交通事故の発生を抑止していきましょう。

重点項目

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止
- 5 放置自転車・放置二輪車の撲滅

第 1 目 的

交通安全運動をきっかけに、区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組みに参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

第 2 期 間

令和 6 年 9 月 2 1 日（土）～ 9 月 3 0 日（月）までの 1 0 日間

第 3 主 催

墨田区交通安全対策協議会 構成団体（順不同）

警視庁本所警察署、警視庁向島警察署、本所交通安全協会、向島交通安全協会、東京消防庁本所消防署、東京消防庁向島消防署、国土交通省東京国道事務所、東京都第五建設事務所、墨田区商店街連合会、墨田区老人クラブ連合会、墨田区立小学校校長会、墨田区立中学校校長会、墨田区立小学校 P T A 協議会、墨田区立中学校 P T A 連合会、墨田区町会・自治会連合会、京成バス（株）奥戸営業所、東日本旅客鉄道（株）錦糸町営業統括センター、東武鉄道（株）とうきょうスカイツリー駅、京成電鉄（株）押上駅、墨田区議会、墨田区教育委員会、墨田区

第 4 スローガン

「世界一の交通安全都市 T O K Y O を目指して」

第 5 運動の重点

1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

令和 6 年上半期（令和 6 年 1 月から 6 月まで）の交通事故件数（14,760 件）は、昨年度同時期に比べて減少しています。

令和 6 年上半期の子供（幼児、小学生、中学生）の交通人身事故発生件数（874 件）のうち、時間帯別の発生件数は、14 時から 16 時まで（186 件）と 16 時から 18 時まで（280 件）の下校時間帯が約 53％を占めています。

また、令和 6 年上半期の交通人身事故による死者数（69 人）のうち、高齢者（65 歳以上）の交通事故死者数（27 人）となっています。高齢者の死者数のうち、歩行中の死者数は（19 人）と全体の半数を占めています。

交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が最も高くなっており、特に夜間のおける歩行中の交通事故による死者数が多くなっています。

歩行者に対し、反射材用品等の着用とともに、安全な横断方法の実践を促していく必要があります。

- 家庭、地域では
 - ・ 交通ルールを守ることの大切さについて話し合い、交通安全意識を高めましょう。
 - ・ 親や周囲の大人が交通ルールを守る、横断歩道を必ず渡る、青信号であっても必ず左右を確認する、信号が点滅したら止まるなど、子供のお手本となりましょう。
 - ・ 外出時には明るく目立つ服装を心掛け、「反射材」を身に付けて、車の運転者に「自分の存在をアピール」しましょう。
- 運転者は
 - ・ 住宅街や裏通りの交差点は徐行をして、飛び出しに注意しましょう。
 - ・ 子供や高齢者を見かけたら徐行運転をするなど「思いやりのある運転」をしましょう。
 - ・ 高齢運転者は、自己の運転能力を過信することなく安全運転を心がけましょう。
- 職場、学校等では
 - ・ 広報誌や懸垂幕などあらゆる媒体を活用して、積極的な広報啓発活動を進めましょう。
 - ・ 交通弱者である子供と高齢者に対して、学校や職場で日常的に交通安全を指導しましょう。
 - ・ 警察署や自治体と連携して、反射材を活用した交通安全教室を開催し、反射材用品の有効性を理解させ、全員着用を目指しましょう。

2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

夕暮れ時や夜間は、重大事故につながる交通事故が多発しています。

歩行中及び自転車乗用中の交通事故が特に多く、主な原因として、歩行中は飛び出しや信号無視、横断歩道外の横断によるもの、自転車乗用中は、交差点や裏路地の出会頭で安全確認を怠った事故が目立っています。早めのライト点灯やハイビームを効果的に活用しましょう。

都内の令和 5 年中の飲酒運転による交通事故は、180 件（令和 4 年は 166 件）と増加しています。依然として飲酒運転による交通事故は後を絶ちません。

- 家庭、地域では
 - ・ 飲酒運転の罪の重さを再認識しましょう。車を運転する人に酒を勧めたり、飲酒している人に車を貸したり、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。
- 運転者は
 - ・ 夕暮れ時から、車や自転車のライトを必ず点灯しましょう。また、ハイビームを効果的に活用しましょう。
 - ・ 「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」を徹底しましょう。
- 職場・学校等では
 - ・ 警察署と連携し講習会を開催するなど、飲酒運転の犯罪性を指導しましょう。

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

道路交通法改正により令和5年4月1日以降、自転車を運転するすべての人にヘルメット着用努力義務が課せられています。自転車に同乗するこどもにもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。また、特定小型原動機付自転車等を運転する人にもヘルメット着用努力義務が課せられています。

令和5年中の都内の自転車が関与している交通事故件数（14,525件）は、前年（13,883件）から増加し、都内全体の交通事故発生件数（31,385件）の約46％を占めています。

また、自転車乗車中のこどもの死傷者数（1,282人）のうち、保護者の自転車に同乗中のこどもの死傷者数（278人）が約22％を占めており、子供乗せ自転車を利用する方の事故が多くなっています。こどもの安全を第一に考えた運転を心がけましょう。

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）は手軽な乗り物ですが、原則、車やバイクと同じ交通ルールで走る乗り物です。

- ・16歳以上であれば、運転免許証は必要ありません。（16歳未満は運転禁止です。）
- ・ヘルメットの着用努力義務があります。
- ・ナンバープレートの取得、表示が必要です。
- ・車両区分によっては、自転車が通行可能な歩道に限り、時速6km以下で走行することができます。
- ・一方通行や車両進入禁止など道路標識により通行や進入を禁止されている道路を通行することはできませんが、「自転車を除く」「軽車両を除く」の補助標識がある場合は、道路の左側を通行することができます。
- ・飲酒運転は禁止です。飲酒運転は運転免許の停止、取り消しの対象です。
- ・自賠責保険の加入が義務付けられています。

- 自転車の利用者は

- ・こどものお手本となるように、自転車を安全に運転しましょう。
 - ・こどもはもちろん、大人もヘルメット着用に努めましょう。
 - ・自転車は「軽車両」の一種です。止まれ標識がある場所では、必ず一時停止する、交差点周辺では安全確認を行うなど、交通ルール・マナーを守りましょう。
 - ・自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。

- 自転車安全利用五則

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

夜間はライトを点灯

飲酒運転は禁止

ヘルメットを着用

- 特定小型原動機付自転車等利用者は

- ・特定小型原動機付自転車等の交通ルールについて理解を深めましょう。
 - ・ヘルメットの着用に努めましょう。
 - ・運転中の携帯電話の使用や無謀・危険・迷惑運転、飲酒運転をしないようにしましょう。
 - ・自賠責保険の加入が義務付けられています。
 - ・交通ルール・マナーは必ず守りましょう。

4 二輪車の交通事故防止

二輪車事故は、自動車事故に比べると致死率の高さが顕著です。

令和6年上半期の都内の二輪車の交通人身事故の件数（2,929件）は、昨年の同時期の件数（2,889件）より増加しました。

さらに、二輪車乗用中の交通事故死者数は19人、（昨年同時期19人）と横ばいですが、全事故死者数に占める割合は約28％で二輪車の交通事故件数の増加及び重大事故の割合が高いことがわかります。

- 家庭・地域では

- ・二輪車で無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけましょう。
 - ・二輪車事故の占める割合が高いことなどについて、注意喚起しましょう。
 - ・交通事故の責任や命の大切さについて、話し合いましょう。
- 運転者は

- ・カーブの手前では十分に速度を落とすなど、二輪車の性能や自己の運転技量を過信することなく、事故防止に努めましょう。
 - ・ヘルメットを正しくかぶり、胸部・腹部を守るプロテクターを着けて、身体を守りましょう。
- 職場・学校等では

- ・警察署と連携した二輪車実技教室を開催するなど、二輪車の特性を踏まえた安全運転を指導しましょう。

裏面

5 放置自転車・放置二輪車の撲滅

放置自転車は、歩行者の通行を阻害し、特に障害者や高齢者の安全な通行を脅かしています。

さらに、災害時や緊急時の交通の障害となるほか、都市景観を損なうなど様々な弊害をもたらし、大きな社会問題となっています。

- 家庭・地域では

- ・自転車・二輪車を放置しないよう呼びかけましょう。
 - ・自転車・二輪車を放置することによる社会問題を認識しましょう。
- 運転者は

- ・買い物などの短い時間でも路上に放置せず、駐輪場を利用しましょう。（放置とは、自転車から離れてただちに移動させることができない状態のことです）
- 職場・学校等では

- ・職場、学校では自転車、二輪車の駐車を設置し、放置自転車・放置二輪車とならないようにしましょう。

第6 運動の進め方

各関係機関・団体等は、相互に連携を図り、それぞれの所管及び地域の交通実態に応じ、運動の重点を踏まえ創意工夫を凝らした取り組みを行い、本運動が区民総ぐるみの運動となるよう努めます。

第7 報告

実施結果について、令和6年10月11日（金）までに、墨田区交通安全対策協議会会長あてに報告するものとします。

（提出先）

墨田区交通安全対策協議会事務局（墨田区 都市整備部土木管理課交通安全担当）
TEL 5608—6203 FAX 5608—6410
e-mail KOUTSUANZEN@city.sumida.lg.jp